

弓削高等学校留学生帰省費等 補助金制度について



補助金の対象者	全国募集により愛媛県立弓削高等学校に入学し在籍している生徒およびその保護者
補助金交付対象	【生徒】 公共交通機関を利用して親元等に帰省するための往復の交通費の実費 【保護者】 公共交通機関または自家用車で学校訪問および慰問等の来町のための往復の交通費の実費 ※対象者は1回につき1人のみ
補助金の額 及び回数	【生徒】 ①補助額 上限50,000円 下限5,000円(1,000円未満切り捨て) ②回 数 年度内2回まで 【保護者】 ①補助額 上限50,000円 下限5,000円(1,000円未満切り捨て) ②回 数 年度内2回まで
申請方法	以下の書類を上島町教育委員会に提出 ①弓削高等学校離島留学生帰省費等補助金申請書兼請求書 ②利用年月日、利用区間および金額の分かる書類(領収書、明細書等) 【提出先】 〒794-2520 愛媛県越智郡上島町弓削佐島583番地 上島町教育委員会 学校教育課 宛
お問い合わせ	上島町教育委員会 学校教育課 Tel : 0897-77-2207 Mail : kyoiku@town.kamijima.ehime.jp